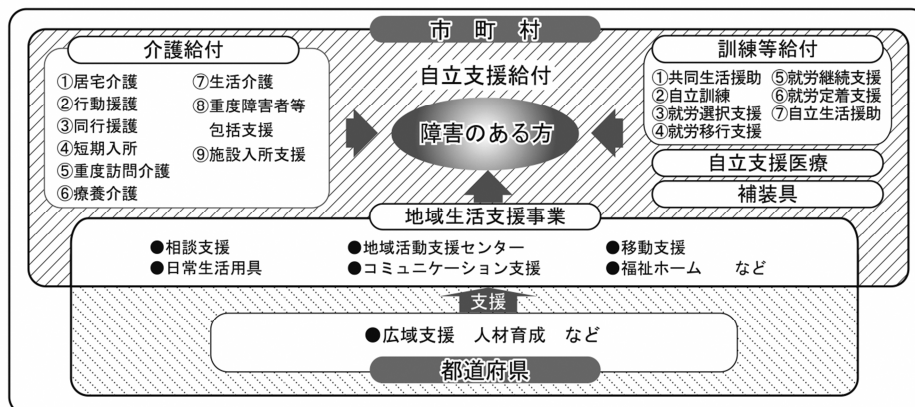


4 自立支援サービス

●自立支援サービスとは

自立支援給付を中心に、地域での自立と安心を支えるサービスづくりをします。



●自立支援給付とは

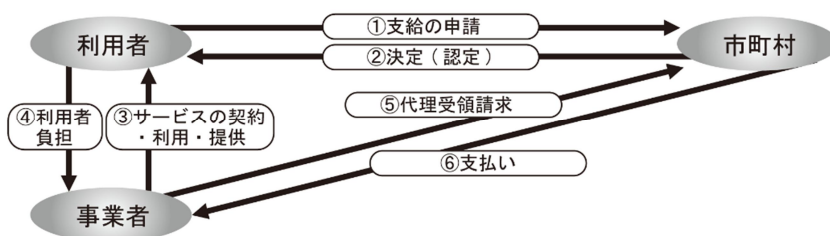
「自立支援給付」は、介護や機能訓練、医療、補装具などのサービスを利用したときにかかった費用について給付するものです。なお、利用者の世帯の課税状況等によっては利用者負担が発生する場合があります。その場合でも課税状況に応じて負担上限額を設定します。

*自立支援医療については、原則1割負担となります。その場合でも世帯の課税状況に応じて負担上限額を設定します。

*利用者負担のある場合でも利用者の負担が大きくなった場合に負担を軽くするための給付があります。（高額障害福祉サービス費）

●給付のながれ

- ①支給の申請
- ②支給の要否決定〔認定〕
- ③サービスの契約・利用・提供
- ④利用者負担
- ⑤事業者が市町村に代理受領請求
- ⑥支払い

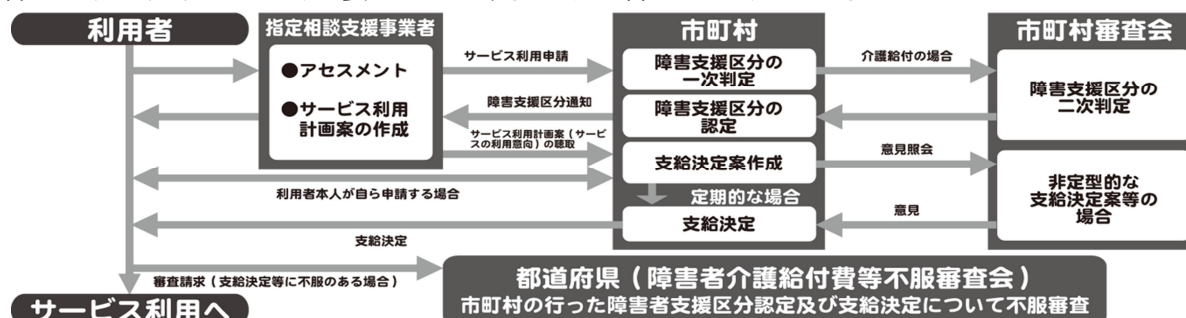


*利用者が市町村に請求をして、支払いを直接受ける場合もあります。

●利用の手続き（介護給付・訓練等給付）

サービス利用の事前手続きとして、支給決定の申請をしてください。障害支援区分（心身の状況をあらわす）の認定を行ったのち、ご希望のサービスや介護を必要とする程度、生活環境などを判断材料として、実際にご利用いただけるサービスの内容や量などを決定いたします。

なお、支給決定を受けられた方には、「福祉サービス受給者証」をお渡しします。サービス利用の際など、ご提示いただく必要があります。大切に管理してください。



●訪問系サービス 在宅で訪問を受けたり、通所などとして利用するサービスです。

給付の種類	サービス名	内 容
介 護 給 付	居 宅 介 護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行 動 援 護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
	同 行 援 護	視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	短 期 入 所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等 包 括 支 援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

●日中活動系サービス 通所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービス名	内 容
介 護 給 付	療 養 介 護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生 活 介 護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、指導・助言します。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な巡回訪問等により情報提供や助言を行います。

●居住系サービス 入所施設等での住まいの場の提供や、居宅での自立した生活を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービス名	内 容
介 護 給 付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介助などをします。
訓練等給付	共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

●相談支援

給付の種類	サービス名	内 容
計 画 相 談 支 援	サービス利用 支 援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
	継続サービス 利 用 支 援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。
地 域 相 談 支 援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院等を利用する者を対象とし、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障 害 児 相 談 支 援	障 害 児 支 援 利 用 援 助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
	継 続 障 害 児 支 援 利 用 援 助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

●障害児サービス

障害福祉サービスとは別に、児童福祉法による障害児を対象としたサービスがあります。

給付の種類	サービス名	内 容
通 所 給 付	児童発達支援 (未就学児対象)	日常生活における基本的な動作の支援、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	放 課 後 等 デイサービス (小学生から 高校生対象)	放課後や長期休暇中において生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等の支援を行います。
	保 育 所 等 訪 問 支 援	支援員が施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
	居 宅 訪 問 型 児童発達支援	重度の障害のために外出が著しく困難なお子さんに、居宅を訪問し発達支援を行います。

●地域生活支援事業

介護給付や訓練等給付などによる障害福祉サービスとは別に、地域での生活を支えるさまざまな事業を、地域の実情に応じて県と協力して行っています。

(事業の一例)

○相談支援事業

○移動支援事業

○訪問入浴サービス事業

○意思疎通支援事業

○地域活動支援センター事業

○日常生活用具給付等事業

○日中一時支援事業

※利用者負担のある場合でも利用者の負担が大きくなった場合に負担を軽くするための給付があります。(高額地域生活支援給付費)

【窓口】 障害福祉課 自立支援係 ☎443-2207 F 443-2143

こども健康課 児童発達支援係 ☎443-2279 F 443-2169

各行政サービスセンター 地域福祉係 こども福祉係